字奥山
一一四六番六　七号から十号まで
一一四六番三　十一号から十三号まで
字余川
二一〇番　十四号
二一九番　十五号
一七八番二　十六号
一六七番　十七号及び十八号
一七六番　十九号から二十三号まで
一一七〇番一　二十四号から三十一号まで
一一七〇番二　三十二号
字ヨカバ
一一一八番一　三十三号
字ヤケヤマ
一一一七番二　三十四号及び三十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大里一ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都八丈島八丈町大賀郷
一一七三番四　一号から四号まで
一一七七番　五号
一二一〇番　六号及び七号
二一三八番　八号
二一〇七番　九号
二一二九番二　十号から十二号まで
二一〇六番　十三号から十六号まで
二一三九番　十七号から二十号まで
一二一一番一　二十一号から二十四号まで
二一三〇番　二十五号及び二十六号
二一二八番　二十七号
一一七四番地先道路敷　二十八号
一一七四番　二十九号及び三十号
一一七三番二　三十一号及び三十二号
一一七〇番　三十三号及び三十四号
一一七三番五　三十五号
一一七三番一　三十六号から四十号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西川西支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村伊豆
七二四番一　一号、二号及び三十八号
七二五番　三号から七号まで
七二八番　八号から十二号まで
七一七番　十三号から十五号まで
七一五番　十六号
七一四番二　十七号及び十八号
七一二番　十九号
七一一番　二十号から二十二号まで
七三六番　二十三号から二十五号まで
七三三番　二十六号
七二九番　二十七号
七二七番　二十八号及び二十九号
二二一四番一　三十号
七二六番一　三十一号及び三十二号
七二四番四　三十三号から三十七号まで

○国土交通省告示第千四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年八月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―579号	表面仕上材（難燃性塗料）	水性塗料及びアルキド塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町１番26号

○国土交通省告示第千四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年八月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5447号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＴＫ―2730型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第千四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年八月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	型式変更の内容
第4875号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ―2220型	胴体締め付け部の構造を変更

○国土交通省告示第千四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年八月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	型式変更の内容	製造者の名称	製造者の住所
第5066号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ―ＬＲ01型	型式変更の内容	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○原子力規制委員会告示第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号から第六号及び第三条第四号から第六号中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。